

感染症後の登園許可書について

感染症の中には学校安全保健法により、解熱後数日登園停止期間が必要なものがあります。

①『医師の指示を受け、**保護者が記入する登園許可書**』と、②『**医師の記入が必要な登園許可書**』の2種類がありますので、どの感染症にどの意見書が必要か下記の表を確認してから、感染症罹患後の登園の際に提出いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスも5類となり、医師の意見書が必要な感染症に追加されています。

① 医師の指示を受け、**保護者が記入する**登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がとまっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと

② 医師による登園許可書の記入が必要な感染症

感染症	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過する。かつ、全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
アデノウイルス (咽頭結膜熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
流行性結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に高い為、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。乳幼児の場合は3日を経過するまで
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

健康回復が十分でない状態で登園すると体調の回復が遅れたり、新たな感染症にかかりやすくなったりします。子どもの健康回復と他の子どもへの感染予防のために、感染力のある期間に配慮し、医師の指示で集団生活が可能な状態になってから登園してください。ご協力よろしくお願いします。